九州地区国立大学間連携事業教育系・文系論文集投稿原稿の掲載基準

（平成１９年４月２５日制定）

（趣旨）

第１条　この基準は、九州地区国立大学間連携事業教育系・文系論文集発行要項（以下「発行要項」という。）第８条の規定により、投稿原稿の掲載基準について必要な事項を定める。

（投稿資格者）

第２条　九州地区の国立大学間連携事業に伴う教育系・文系論文集（以下「九州地区連携事業論文集」という。）に論文を投稿できる者は、次に掲げるとおりとする。

(1) 九州地区の各国立大学（以下「連携事業構成大学」という。）を本務地とする役員（教育業績を有する者に限る。）及び教員

(2) 連携事業構成大学に在籍する大学院学生

(3) 連携事業構成大学に在籍する研究員その他の研究者（外国人の研究者を含む。）

（掲載基準等）

第３条　九州地区連携事業論文集には、次に掲げる論文を掲載する。

(1) 前条各号に規定する者が投稿した論文であること。

(2) 前条各号に規定する者が、その主要な部分を執筆した論文であること。

(3) 論文掲載に当たり掲載料が無償であること。

２　前条第２号に規定する者が投稿する論文については、発行要項に定める委員会において院生枠を設置する。

（論文の分類）

第４条　前条による論文の分類は次に掲げるとおりとする。

(1) 教育系の研究

(2) 文系の研究

(3) その他

（査読）

第５条　委員会は、論文掲載の可否について、当該分野の専門研究者が査読した審査結果に基づき決定する。

（著作権）

第６条　九州地区連携事業論文集に掲載する論文の著作権は、執筆者に帰属し、委員会は編集出版権を有するものとする。

２　リポジトリで複製又はインターネットによる公開を行うため、執筆者は著作権法上の複製権及び公衆送信権を承諾することとする。

（その他）

第７条　九州地区連携事業論文集への掲載は、この基準に定めるもののほか、委員会において定めるものとする。

附　則

この基準は、平成１９年４月２５日から実施する。

附　則（平成２５年１０月９日改正）

この基準は、平成２６年４月１日から実施する。

附　則（令和元年１０月１６日改正）

この基準は、令和元年１０月１６日から実施する。